

各位

社団法人日本インターネットプロバイダー協会
ブロッキングに関する情報共有プロジェクト事務局

日本の第一人者に聞く

インターネット上の違法・有害情報対策セミナー 過去～未来

～児童ポルノ対策を中心に～
この二日間であなたもエキスパート！

携帯電話のフィルタリングを始め、この5年ほどでたくさんの違法有害情報対策が日本で実施されてきました。最近ではスマートフォンの急速な普及を受けて、その対応策も検討され実施に移されつつあります。その中でも「児童ポルノサイトブロッキング」は、いわばパンドラの箱を開けてしまった形で導入され、早2年近くが経過しようとしています。このブロッキング導入の是非について、そのポリシーや精神面、法律面、技術面等、様々な分野で何度も議論されてきました。しかし、実際の所ブロッキングするのはどうしてなのか。児童ポルノは違法だと聞くが言葉だけで、実際にどういうものなのか。また、どういった議論を経てブロッキングが実施されたのか。そういう疑問への情報もあまり無いままに、ブロッキングの導入促進だけが大きく事業者に伝えられております。

- 「フィルタリングとブロッキングって何が違うの？」
- 「何故、ISPが官民一体となった対策に応じることになったのか？」
- 「ブロッキングが可能なサイトとは何か？」
- 「中小ISPにおけるコスト負担はどのように考えれば良いのか？」
- 「国や行政の考えは？」
- 「ブロッキング以外の手段はないのか？」
- 「ブロッキングによる弊害はないのか？表現の自由との関係は大丈夫なのか？」
- 「実際にブロッキングは有効なのか？」

上記のような疑問・疑念が各方面から聞こえて来ます。また、児童ポルノ以外の有害情報やプライバシーはどうなのか。特にスマートフォンへの対応などについては、プライバシーデータの漏洩事件が多発し、大きな問題になる状況が増加しつつあります。

そこで、今回のセミナーでは、主に児童ポルノ犯罪の事例やそれらの具体的な解説をはじめ、児童ポルノサイトブロッキングをすることになった経緯を整理して、実際の政策、法的解釈、技術的対応を解説します。

また、1日目の意見交換会、2日目のPublic Forumでは、それぞれの立ち位置を取り払い、講師諸氏と参加者の方々に活発な意見交換・情報交換をして頂き、この場所に参加し「なるほど、こういうことだったのか」と言うことを伝えられるセミナーに出来ればと考えております。

なお、このセミナーは事業者向けではありますが、一般の方々にとっても理解しておいて頂きたい重要な事項も多く含まれておりますので、ご興味のある方はぜひご参加いただければ幸いです。

案内 URL : <http://www.jaipa.or.jp/topics/?p=546>

日時 : 2013年1月31日(木) 13:00～18:00 (その後意見交換会)

2月1日(金) 10:00～18:00

場所 : 沖縄県市町村自治会館

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町 116-37 TEL.098-862-8181

<http://www.okinawa-jichikaikan.com/access.html>

主催：社団法人日本インターネットプロバイダー協会

ブロッキングに関する情報共有プロジェクト

<プロジェクト参加組織>

安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人テレコムサービス協会

社団法人日本インターネットプロバイダー協会、

社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、

一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会

共催：NTT コミュニケーションズ株式会社

後援：特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構

国立大学法人琉球大学（申請中）

沖縄県情報産業振興公社（申請中）

参加費：無料

申込方法：Web のフォームよりお申し込みください。

<http://www.jaipa.or.jp/topics/?p=546>

*フォームが表示されない場合がございます。

その際は、必要事項（社名、氏名、参加日、意見交換参加の有無を

ご記入の上、JAIPA 事務局 (info@jaipa.or.jp) までメールにてお申し込み

ください。

プログラム：タイムスケジュール、講師については、若干変更があるかもしれませんので、予めご了承ください。

※個々のプログラムの詳細については Web に記入してあります。

2013年1月31日（木）

12:30～受付開始

13:00～13:10 ご挨拶（10）

13:10～14:20 「児童ポルノ犯罪とは、事例とその説明」（70）

奥村&田中法律事務所 弁護士 奥村徹氏

児童ポルノ犯罪とはどういうモノなのか、その実態について現場で活躍
されている弁護士に解説して頂きます。

14:25～16:05 「ブロッキングに至った今までの経緯」（110）

・フィルタリングを巡る経緯

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

審議役 岡村信悟氏

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）

吉岡良平氏

社団法人日本インターネットプロバイダー協会（JAIPA）

副会長 立石聡明氏

16:15～17:25 「通信の秘密の侵害と違法性阻却」（70）

英知法律事務所 弁護士 森亮二氏

「通信の秘密」という大きな制約があるのに何故情報遮断ができるのか、
法的整理を担当された弁護士に解説して頂きます。

17:30～17:50 「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」の紹介(20)

総務省 総合通信基盤局

電気通信事業部 消費者行政課 企画官 小川久仁子氏

18:30～20:30 意見交換会 PART I

（ぶっちゃけTalk! 「ここだけの話」??）

ここでしか聞けない、教えてもらえない話！を会場を移して行います。

2013年2月1日（金）

09:30～受付開始

- 10:00～11:10 「国内外における行政等の対応」(70)
 総務省 総合通信基盤局
 電気通信事業部 消費者行政課 企画官 小川久仁子氏
 政府内の違法有害情報対策やスマートフォンを巡るプライバシーや青少年問題等への対応策についてお話し頂きます。
- 11:10～12:00 「インターネットコンテンツセーフティ協会の運用について」(50)
 インターネットコンテンツセーフティ協会 事務局長 吉田奨氏
 児童ポルノブロッキングを行う、サイトのリストの管理運用団体である ICSA 事務局にリスト作成上の苦心談や課題および運用状況等を報告して頂きます
- 12:00～13:00 ……昼食……
- 13:00～13:50 「技術的課題と運用」(50)
 NTT コミュニケーションズ株式会社 北村和広氏
 児童ポルノサイトをブロックする際の技術とその運用の現状。また、今後の課題についてご説明頂きます。
- 13:50～15:20 「DNSSEC とブロッキングサーバーの共同利用について」(90)
 株式会社インターネットイニシアティブ 山本功司氏
 特に中小 ISP やケーブルテレビが、児童ポルノサイトのブロッキングを行う際には、個別の運用は時間的にもコスト的にも負担になります。その負担軽減のためにシステムの共同利用が考えられますが、その利用形態等について解説して頂きます。
 フィッシング対策等で導入されつつある DNSSEC。その仕組みを解説して頂きます。現在の主流である DNS ブロッキングとの併用は可能なのか？そのあたりの事情もご説明頂きます。
- 15:20～16:20 「表現の自由から見たブロッキング」(60)
 京都大学 准教授 曾我部真裕氏
 憲法で保障された「表現の自由」「思想、信条の自由」「国民の知る権利」等を犯してまでも、ブロッキングとは行うべきなのか。また、たとえ行っているとしてその危険性はどこにあるのか。事業者のみならず、ブロッキングを行っていく上で、我々が確認しておくべき事柄はたくさんあります。法学者の立場から意見を頂戴します。
- 16:20～16:30 ……休憩……
- 16:30～17:50 「Public Forum」(80)
 二日間のセッションのまとめとして行います。
 各グループには2日間の講師陣にも入って頂きますので専門的な議論にも対応します。活発な意見交換が出来ればと思います。
- 17:50～18:00 ……クロージング……
- 18:30～20:30 意見交換会 PART II

「ネット上の違法有害情報対策セミナーin 沖縄」(2013年1月31日～2月1日開催)
について

どこの国においてもインターネット上の違法有害情報については、頭の痛い問題として日々大きくなっています。日本においても同様で、ここ数年特に青少年に対する違法有害情報対策は世界に先駆けて行われて来ました。

2007年12月10日、当時の増田総務大臣によって携帯キャリアに対し青少年の利用については、意思確認を行った上で原則フィルタリングを適用するよう要請が行われました。この事は当時大きくニュースとして取り扱われましたのでご存じの方も多いと思います。

実は、この一件がその後の「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(以下ネット規制法)の制定へとつながり、その後一連の団体(安心ネットづくり促進協議会やEMA、ICSAなど)が発足する契機となりました。筆者の考えるところでは、そもそも2006年の国会(衆議院)における質問がその発端となっているように思われます。

<http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen29/8-siryoun1.pdf>

ここで、携帯電話のフィルタリングに関する質問が行われました。その後、インターネット上の有害情報対策(cf.違法情報は他の法律等により対応可能)、特に青少年に対応したものが急激に話題となり、かつ実装されていくようになります。

そしてネット規制法は2008年6月11日に可決成立するのですが、この法案の原案については日本の憲法を読んだことがないのかと思われるような内容が記されており、関係者の間でも大きな問題となりました。一つは「有害情報に関する例示」がされており、これは国が「表現の自由」を侵害しかねないものでした。また、事前通告なしにISP等への立ち入り検査を行うという「検閲」とも考えられる恐るべき法案がまさに審議されようとしている怖い法律だったのです。衆議院通過後も6月11日の参議院にて可決されるまで、付帯条項が付く付かない、またその内容がどういうものを巡って関係者間で物議を醸しました。

法案そのものは何とかあったものの翌年の4月施行後3年での見直し規定が入っており、2012年に見直しがされましたが、特に改変されることなく現在に至っております。

その一方で、違法情報である児童ポルノサイトのブロッキングが大きな課題となりました。先のネット規制法の内容が一段落したその直後の2008年5月、読売新聞に「児童ポルノサイト対策としてブロッキング」が考えられていることが掲載されます。この件についてはISPのみならず違法有害情報対策を行ってきたものとしては寝耳に水で、ISPの担当者によっては、せっかくの連休を返上して対応に追われたとも聞いております。その後、安心ネットづくり促進協議会内にこの問題に関するWGが作られ、法的整理がなされ2010年6月にその報告が行われました。(詳細はこのセミナーにて解説いたします。)そして、その報告に基づいて2011年4月、ついに導入が始まり、「通信の秘密」の侵害をあえて乗り越えて対策がされております。しかし、この「ブロッキング」と「フィルタリング」。機能としてはよく似ているため、その差をはっきりと認識されている方は非常に少ないのではないかと思います。「ブロッキング」は「表現の自由」「国民の知る権利」および「通信の秘密」と大きく関わる深刻な問題であり、本来は国民的議論があつてしかるべき課題だと思われるのですが、技術的にも理解が容易なことではないため大勢の議論を経ることなく導入されて来ました。これは、民主主義国日本のネットワークのいわば「パンドラの箱」だったのですが、この導入はその箱のふたを開けてしまったと言っても過言ではないと考えます。

今回のこのセミナーでは、特に意見交換会においてこの5年あまりに起こった一連の違法情報対策に関して、その実務に携わり、あるいは各種団体の設立用に関わった方その人にご参集頂き、普段聞くことの出来ない「裏話」等を語って頂く集いにしたいと考え企画した次第でございます。

よって、内容的には到底東京では開催できない、あるいはしても語れない内容も含まれることと期待しておりますので、是非ともこの機会にご参加頂きそれぞれの専門家に質問をぶつけるなどしてこの問題に関する理解を深めて頂き、今後日本としてこれら問題に対してどうしていくべきかを考え行動する糧として頂ければ幸いです。